

# 基金情報

No.156

平成27年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

## 平成26年度・主要事業概況

事項	12月末数	対前月増減数	事項	12月末数(累計)	
事業所数(件)	215	0	年金掛金 調定額(円)	1,364,223,064	
加入員数(人)	男子	4,163	-6	年金掛金 収納額(円)	1,355,966,674
	女子	2,095	-6	年金掛金 収納率	99.39%
	計	6,258	-12	事務費掛金調定額(円)	30,657,776
平均標準給与月額(円)	男子	339,796	-488	資産運用 信託資産額(時価)	302億0,269万円
	女子	232,454	28	修正総合利回り	12.11%
	計	303,861	-281	ベンチマーク差	-0.86%
受給者数(人)	6,490	8	慶弔金の支給件数・金額	52件88万円	
平均年金額(円)	526,375	617	年金相談件数	448件	

### 制度関係

### 「存続厚生年金基金」について

平成26年4月1日に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）が施行され、それに伴う政令が公布されました。この改正法により、厚生年金基金は法律の定義上「存続厚生年金基金」という名称に改められ、厚生年金保険法から厚生年金基金に係る条文が削除、併せて厚生年金基金令、厚生年金基金規則もすべて廃止の取り扱いとなりました。

しかしながら、現在も存続厚生年金基金の業務についてはすべて法令に基づいて行う必要がありますので、この改正法の附則条文によって、改正前厚生年金保険法内の厚生年金基金に関する条文、廃止前厚生年金基金令、廃止前厚生年金基金規則は改正法施行後も技術的読み替えを行う（改正後もなおその効力を有する）取扱いが認められています。

このため、現在の基金運営、業務内容等については、改正法施行後も、厚生年金保険法、施行規則、施行令に基づくものはすべて改正前又は廃止前の規定によって行っております。

また、厚生年金基金の掛金徴収業務につきましても、旧厚生年金保険法の準用規定によって国税徴収法、国税通則法に基づき執り行うことになっています。

### 適用関係

### 現加入員で年金受給者となられている方の住所変更について

当基金の現加入員で、基金の年金受給者（年金の支給の有無にかかわらず基金へ年金の裁定請求を行っている方）となられている方が住所変更された場合、事業主様・受給権者ご本人様両方からの手続きが必要となります。

事業主様より該当される方の「加入員住所変更届」が提出されましたら、基金より該当される方へ年金受給者としての届書「年金受給権者異動届」をお送りしております。つきましては、受給権者ご本人様より直接当基金にご提出くださいますようお願いいたします。

### 算定基礎・月額変更届のA4版化について

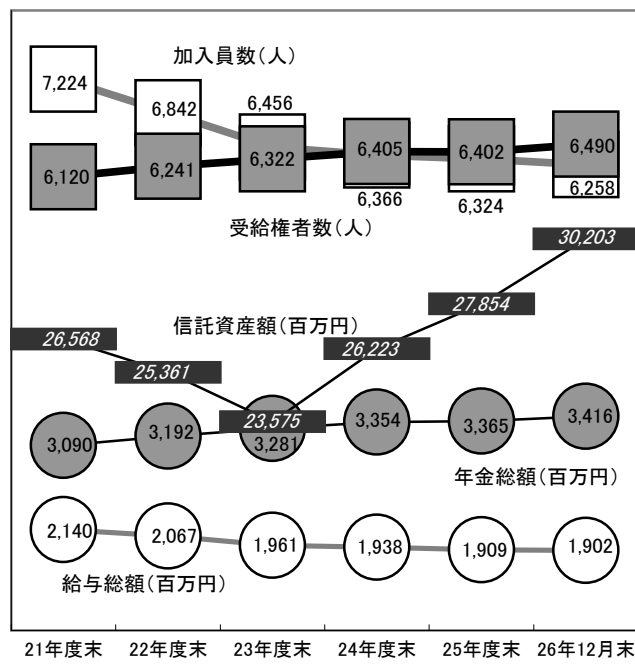
平成27年1月から「算定基礎届」「月額変更届」の用紙サイズがB5版からA4版化に変更となっておりますが、変更後も当分の間B5版も使用できることから、当基金で取扱っている両届書につきましては、在庫の関係上、今までどおりB5版を使用させていただきます。（提出にあたっては、A4版でも構いません）

### 事業主の皆様へ

基金では国の老齢厚生年金の一部を代行していることから、年金事務所と基金の記録に相違がないかの確認が義務付けられています。そのため、平成26年10月22日付通知にて「128条の規定による通知書（その1）」のご提出を全事業所をお願いいたしました。ご提出にあたり事業主の皆様ならびに事務担当の皆様にはお忙しい中、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご提出がお済みでない事業所はご提出くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。相違事項がない場合でも「該当なし」として必ずご提出ください。なお、用紙がお手元ない場合は当基金へご連絡ください。

### 主要事業の推移



#### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

#### 【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
  - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
  - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
  - 加入期間 3年以上・・・1万円

#### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

#### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

**\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

### 年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

### 年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

### 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。

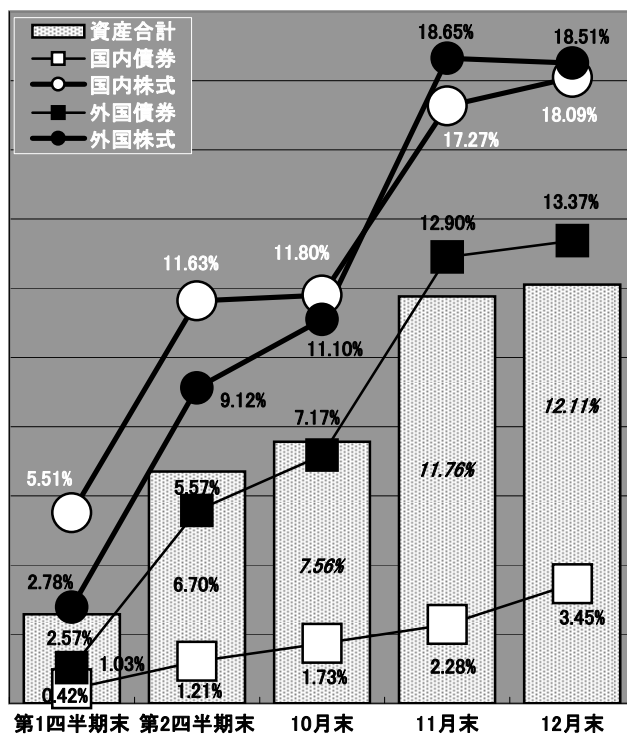
詳しくは当基金までお問合せください。

**\* 1月分の掛金納入期限は、平成27年3月2日となりますので、ご協力お願いいたします。**

### 設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	南光信理化学製作所	木嶋 久子 氏	H26.12.5

### 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成26年度>



#### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご高覧いただけますようご配慮方よろしくお願い申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご利用ください  
<http://www.glskkn.com>

### 2月の予定

- 13日 告知書(1月分)発送
- 20日 代議員会(ガラス会館4階)

※ 2月分の適用関係書類の切は3月6日です。